主 文 本件各控訴を棄却する。 理 由

本件各控訴の趣意は、検察官平山長および弁護人植田徳市の各控訴趣意書記載の とおりであるから、これを引用する。

ー、 検察官の所論は、原判決が沖縄は外国ではないから同地より鹿児島港に麻薬を搬入した所為は輸入に該当しない、としたのは、法令の解釈を誤つたものであると主張するのである。

〈要旨〉しかしながら、沖縄にはアメリカ合衆国が日本国との平和条約によつて施政権を有し、日本国の統治権が排〈/要旨〉除されているが、なおわが国の領土の一部で外国でないことは明らかである。ただ、このようにわが国の領土の一部であつても、特殊の事情で、その統治権のおよばない地域については、法律の適用上、特にこれを外国とみなす場合がある。それはその法律が規制しようとする趣旨、目的によるものである。関税法第一〇八条は、関税の賦課、徴収というその目的のために、沖縄を同法の適用については、当分の間これを外国とみなす旨定めているのである。このように、本来わが国の一部であるものを、法律の適用上外国とみなすためには、それなりの立法理由があり、なおそれは当該法律の明文の上で明確にしなければならない。

本件麻薬取締法には右のような明文が存在しないのであるが、それは麻薬取締法上、特に沖縄を外国とみなし、沖縄内地間の麻薬移動を輸出入として規制すれると、沖縄内地間の麻薬移動と定め関税法上に規制すると考えているのである。麻薬は、毒物、関地に入り、あってある。麻薬は、毒物、関やは、あってある。麻薬は、毒物、関やは、あって、大の製造はもとより、譲渡、運搬、所持に全のを動しなが、あり、は、その取締り下全を期しているのである。勿論これら危険物について、より高度の規制、取締りを必要とし、その違反には、対しているのが国よりの輸入について、より高度の規制、取締りを必要がそれにより高度の規制、との間の移動を輸出入として、といために、関税法のような特別立法措置が縄よりのである。概ね関税定率法において、といるわけである。概ね関税法上規制することで足りると考えているわけである。

以上の如く沖縄よりの麻薬搬入は輸入禁制品の輸入として関税法上処罰すれば足り、これを麻薬取締法上の輸入として処断することはできない。同趣旨の判断をした原判決は正当であつて、検察官の所論は採るを得ない。

(その余の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 兼平慶之助 判事 関谷六郎 判事 西村法)